

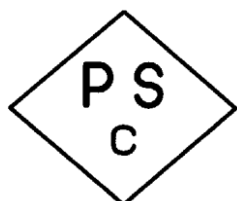
平成23年9月27日

ライター規制等に係る経過措置期間の終了について

経済産業省では、使い捨てライターを使用した子供の火遊びによる火災の発生を受け、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正し、平成22年12月27日よりライターに係る規制を開始しました。

昨日で経過措置期間が終了し、本日から、安全基準を満たしてPSCマークを表示したライター以外、販売することができなくなりましたので、改めてお知らせします。経済産業省では、経過措置期間の終了に合わせ、技術基準を満たしたライター以外の販売の禁止について、製造、輸入及び販売等の関係団体に対して、改めて周知に係る協力依頼を行うこととしています。

1. 経済産業省では、使い捨てライターの事故が多発していることから、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正し、平成22年12月27日より、いわゆる使い捨てライターや多目的ライターを規制対象としたところですが。規制対象のライターは、構造、強度、可燃性等の安全性に加えて、子供が簡単に操作できない「幼児対策（チャイルドレジスタンス）」機能などの安全基準を満たす必要があります。
2. 平成23年9月26日に、ライター販売規制の経過措置期間が終了します。9月27日以降、安全基準を満たしたことを示すPSCマークを表示したライター以外は、販売することができなくなります。
3. ライター販売規制の経過措置期間の終了に合わせ、製造、輸入及び販売等の関係団体（別紙参照）に対して、改めて制度周知に係る協力依頼を行いました。



PSCマーク

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ製品安全課長 矢島 敬雅

担当者：近藤、吉田

電話：03-3501-1511（内線4301）

03-3501-4707（直通）

(別紙)

一般社団法人日本喫煙具協会
一般社団法人日本ボランティア・チェーン協会
社団法人ショッピングセンター協会
社団法人新日本スーパーマーケット協会
社団法人全国中小貿易業連盟
社団法人日本専門店協会
社団法人日本たばこ協会
社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
社団法人日本フランチャイズチェーン協会
社団法人日本貿易会
全国商工会連合会
全国たばこ販売協同組合連合会
全国中小企業団体中央会
日本商工会議所
日本スーパーマーケット協会
日本チェーンストア協会
日本チェーンドラッグストア協会
日本百貨店協会

(五十音順)